六二　行政不服審査法の一部改正関係
　口頭で審査請求をする場合において、陳述を受けた行政庁がその陳述の内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認するための陳述人の押印を不要とすることとした。（第二〇条関係）
六三　公認心理師法の一部改正関係
1　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を公認心理師登録簿に登録するとともに、当該届出をした公認心理師に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第三一条第二項関係）
2　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第三一条第三項関係）
六四　その他
1　次に掲げる法律は、廃止することとした。
㈠　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
㈡　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
2　所要の調整規定を規定することとした。
3　所要の経過措置を規定することとした。
4　この法律は、一部の規定を除き、令和三年九月一日から施行することとした。

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（法律第三八号）（内閣府本府）

1　目的
　この法律は、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等により、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
2　公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座の登録
㈠　登録（第三条関係）
(1)　預貯金者は、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、登録を受けることができることとした。
(2)　(1)の登録を受けようとする者は、内閣総理大臣に申請をしなければならないこととした。
(3)　(1)の登録は、公的給付支給等口座登録簿に当該預貯金口座に係る次に掲げる事項を記録してするものとし、この場合において、公的給付支給等口座登録簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製することとした。
イ　金融機関及びその店舗の名称
ロ　預貯金の種別及び口座番号
ハ　名義人の氏名
ニ　名義人の個人番号
ホ　その他デジタル庁令で定める事項
(4)　内閣総理大臣は、(1)の登録をしたときは、公的給付支給等口座登録者に対し、その旨その他デジタル庁令で定める事項を通知しなければならないこととした。
㈡　変更の登録
　公的給付支給等口座登録者は、当該登録に係る預貯金口座以外の一の預貯金口座であって公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができるものについて、変更の登録を受けることができることとした。（第四条関係）
㈢　登録の特例等
　行政機関の長等は、その行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用する一の預貯金口座に関する情報であって㈠の(3)に掲げる事項に係るものについて、預貯金者から取得したとき又は保有しているときは、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項を説明した上で、当該預貯金者の同意を得て、内閣総理大臣に提供することができることとした。（第五条関係）
(1)　当該同意をしたときは、公的給付支給等口座登録簿に㈠の(3)に掲げる事項が記録されること。
(2)　各行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座登録簿に記録された㈠の(3)のイからハまでに掲げる事項に係る情報（㈦において「公的給付支給等口座情報」という。）の提供を求めることができること。
㈣　修正又は訂正（第六条関係）
(1)　公的給付支給等口座登録者は、㈠の(3)に掲げる事項に変更があったとき又は誤りがあったときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないこととした。
(2)　内閣総理大臣は、公的給付支給等口座登録者について、㈠の(3)に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、公的給付支給等口座登録簿の記録の修正又は訂正をしなければならないこととした。
㈤　登録の抹消（第七条関係）
(1)　公的給付支給等口座登録者は、内閣総理大臣に対し、㈠の(1)の登録の抹消の申請をすることができることとした。
(2)　内閣総理大臣は、次に掲げるときは、公的給付支給等口座登録者について、㈠の(1)の登録を抹消しなければならないこととした。
イ　当該公的給付支給等口座登録者が(1)の申請をしたとき。
ロ　当該公的給付支給等口座登録者に係る預貯金口座について、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができないことを知ったとき。
ハ　当該公的給付支給等口座登録者が死亡したことを知ったとき。
㈥　委託（第八条関係）
(1)　内閣総理大臣は、㈠の(2)の申請等の受付に関する事務の一部を金融機関に委託することとした。
(2)　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、(1)の委託を受け、当該事務を行うことができることとした。
(3)　(1)の委託を受けた金融機関の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。
㈦　公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求
　行政機関の長等は、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができることとした。（第九条関係）
3　特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施に必要な措置
㈠　特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理
　行政機関の長等は、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることとした。（第一〇条関係）
㈡　資料の提出その他の協力
　行政機関の長等は、㈠に規定する情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとし、この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないこととした。（第一一条関係）
4　預金保険機構の業務の特例等
　預金保険機構は、預金保険法第三四条に規定する業務のほか、1の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。（第一二条関係）
㈠　内閣総理大臣の委託を受けて、内閣総理大臣と2の㈥の(1)の委託を受けた金融機関との連絡を行うこと。
㈡　内閣総理大臣の委託を受けて、2の㈠の(2)の申請等をした者の個人番号の確認を行うこと。
㈢　㈠及び㈡の業務に附帯する業務を行うこと。